

鎌個審議 第 7 号
平成 14 年 12 月 26 日

鎌倉市長 石 渡 徳 一 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会長 金子正史

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 14 年 12 月 13 日付け鎌福社第 1980-3 号をもって諮詢のありました電子計算機による個人情報の処理及びオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、諮詢の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、次の点に留意し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分な配慮を願います。

- (1) オンライン結合による個人情報の提供にあたっては、瞬時に、かつ、大量に個人情報を取扱うことが可能になるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努めること
- (2) 当該業務における個人情報については、提供する目的以外の使用は禁止するとともに、その取扱いはより一層厳重にすること

鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項及び第3項規定に基づく諮問事項

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
2	支援費支給事務	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法の改正により行われる支援費制度における、電子計算機(障害者支援費システム・支援費支払システム)による個人情報の処理の開始及び神奈川県国民健康保険団体連合会とのオンライン結合(支援費支払システム)による個人情報の提供	社会福祉課	平成14年度